

山形県国民保護計画素案に関する意見の概要及び意見に対する県の考え方
(パブリックコメント)

(意見1) 県国民保護計画については、当初より良いものはできない。その都度、見直しを行うことにより良いものにしていく必要があるのではないか。

【県の考え方】

県国民保護計画については、今後、国民保護措置に係る研究成果や訓練の検証結果などを踏まえて、絶えず見直しを行うこととしています。

(意見2) 県国民保護計画について、県民の生命や財産にかかわることを、行政担当者や協議会の委員だけで責任をもつことができるのか。議会の議決が必要ないとしても、議会に提案することはできないのか。

【県の考え方】

知事は、国民保護法第37条第3項の規定により、あらかじめ県国民保護協議会の意見を聴いたうえで、県国民保護計画を作成することとされています。

県国民保護協議会は、国、市町村、指定公共機関や指定地方公共機関など国民保護措置について連携を図ることが必要な機関の代表者と公募委員を含む学識経験者の方々に構成されています。

なお、県議会においても、国民保護に関する審議を頂いており、知事は、県国民保護計画を作成したときは、速やかに県議会に報告することとされています。

(意見3) 今日の国際社会はかつての帝国主義時代などとは異なり、最新の防衛白書においても、武力攻撃の可能性は低下しているとしているのに、なぜ今こうしたものを整備するのか。

【県の考え方】

今日の国際社会において、世界規模の戦争が発生する蓋然性は低くなっているものの、弾道ミサイル、大量破壊兵器の拡散や国際テロ組織の存在が重大な脅威となっており、また、我が国近海における武装不審船の出現や米国の同時多発テロの発生により、安全保障に対する国民の関心が高まる中で、我が国に対する武力攻撃という最も重大な国家の緊急事態に対処できるように必要な備えをするため、武力攻撃事態対処法が成立・施行されています。

国民保護法は、武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに武力攻撃の国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることの重要性にかんがみ、これらの事項に関し、国、地方公共団体等の責務、国民保護措置等に関し必要な事項を定めたものであり、これによって、武力攻撃事態対処法等と相まって、国全体として万全の態勢を整備し、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための基本的な法制が整備されたものです。

(意見4) 各地方自治体が自主的に判断し、国民保護計画を作成しないことも可能ではないのか。

【県の考え方】

知事は、国民保護法第34条第1項の規定により、国民保護計画を作成しなければならないこととなっています。

また、市町村国民保護計画についても、国民保護法第35条第1項の規定により、市町村長が作成しなければならないこととなっています。

(意見5) 財政的に厳しい情勢にあると思われるが、事態が発生してからの対応では遅いので、危機管理などに関する予算については、削減せずに必要な額を確保すべきではないか。

【県の考え方】

危機管理、国民保護などにつきましては、その必要性を十分に検討のうえ、予算措置に努めてまいります。

(意見6) 県国民保護計画を作成するに当たって、どのような事態を想定したのか。

【県の考え方】

国の「国民の保護に関する基本指針」では、武力攻撃事態については4類型、緊急対処事態については4事態例を想定しています。

県国民保護計画では、基本指針において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とし、その類型・事態例に応じた国民保護措置及び緊急対処保護措置を実施することとしています。

なお、その類型・事態例は次のとおりです。

(武力攻撃事態の4類型)

- ・着上陸侵攻
- ・ゲリラや特殊部隊による攻撃
- ・弾道ミサイル攻撃
- ・航空攻撃

(緊急対処事態の4事態例)

- ・危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
- ・多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
- ・多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
- ・破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

(意見7) 武力攻撃事態、緊急対処事態としてそれぞれ4つの例を挙げているが、120万人の県民が避難できるのか。武力攻撃事態等において、自衛隊が道路を通行している時に、住民は避難できないのではないか。

【県の考え方】

武力攻撃事態として4類型、緊急対処事態として4事態例の避難について、それぞれの事態にあわせた避難措置を行うこととしています。

多くの県民の避難が想定される事態としては、着上陸侵攻が考えられますが、その場合、県を越える避難に伴って国全体としての調整などが必要となるため、国の総合的な方針を踏まえて対応することとしています。

また、自衛隊の部隊等の移動と住民の避難に係る道路などの利用が競合する場合などには、国の武力攻撃事態対策本部長が、都道府県知事などの意見を聴いたうえで、道路の利用に関する指針を定め、総合的な調整を行うこととなっています。

(意見8) 基本的人権の尊重について、「国民の自由と権利を尊重する」としていながら、権利の制限について「公正かつ適正な手続きの下に行う」としている。これは、罰則のことではないのか。

【県の考え方】

県は、国民保護措置の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとしており、救援のために物資、土地等を収用・使用するときなど、国民の自由と権利に制限を加える場合には、その制限は必要最小限のものとし、公正かつ適正な手続の下に行わなければならないこととしています。

これらについては、はじめから強制的な権限を用いずに、まず前もって要請などにより自発的な対応を求めることとしたほか、違反した場合の罰則も極めて限定的なものとされています。

(意見9) 国民の協力として、ボランティアの参加も予定しているが、ボランティアはあくまでも自発的な意思により行うものである。強制を伴うことは、これらの人を危険に追いやることになるのではないか。また、国民保護法による損害賠償の対象にはならないのではないか。

【県の考え方】

県は、国民保護法の規定により、住民に対し、避難住民の誘導、避難住民等の救援、消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃への対処に関する措置、保健衛生の確保に必要な要請をすることができることとしており、その要請に当たっては、強制にわたることがあってはならないこととしています。また、県は、協力をする方の安全の確保に十分に留意することとしています。

なお、要請による協力をしたことにより死亡、負傷等をした場合には、協力を求めた地方公共団体などが、それらの原因によって受ける損害を補償しなければならないこととされています。

(意見10) 自然災害への対応と共通する部分が多いとして、山形県地域防災計画等に基づく取組みの蓄積を活用しているが、武力攻撃災害と自然災害は次元の異なるものではないのか。

【県の考え方】

外部からの武力攻撃によって発生する武力攻撃災害と地震や台風によって発生する自然災害の発生原因に違いがあるものと認識しています。そのため、県国民保護計画においては、当計画が対象とする事態の詳細を記載することとしています。

しかしながら、事象の発生原因に違いはあるものの、武力攻撃事態等への対処については、自然災害・事故災害への対応と共通する部分が多いことから、国民保護措置の実施に際しては、山形県地域防災計画やその他の既存の計画等に基づく取組みの蓄積を活用することとしています。

(意見11) 国民保護については、理解しにくい部分もあるので、県民に啓発する必要があるのではないのか。

【県の考え方】

県は、国及び市町村と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会などを実施することとしています。